

秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部
を改正することについて

秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を別紙のと
おり改正するものとする。

平成28年6月6日提出

秦野市長 古 谷 義 幸

提案理由

厚生労働省令で定める「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の
一部改正により、小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所につ
いて、次のとおり改正するものであります。

- (1) 保育業務について当分の間、一定の範囲において、幼稚園教諭、小学校
教諭等の資格のある者が保育士に代わり従事できるようにするとともに、
これらの者に加え、研修修了者であって保育士と同等の知識経験を有する
と認められる者が保育士に代わり従事できるようにすること。
- (2) 複数階に保育施設のある建物において火災が発生した際に、階段室への
煙の流入を防ぐ屋内階段付室の排煙機能と同等の機能を階段室が有する場
合に、その機能を設備基準内として認めること。

秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部
を改正する条例

秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例（平成26年秦野市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第29条第7号イの表4階以上の階の部避難用の項施設又は設備の欄及び第44条第8号イの表4階以上の階の部避難用の項施設又は設備の欄中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、「同項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に改める。

附則中第7項を第11項とし、第6項の次に次の見出し及び4項を加える。

（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）

- 7 当分の間、第30条第2項各号又は第45条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第30条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数は1名以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1名となるときは、その保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。
- 8 当分の間、第30条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。
- 9 当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この項において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数とその小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第30条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市

長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲内で、保育士とみなすことができる。

- 10 前2項の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第30条第3項若しくは第45条第3項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2項の規定の適用がないとした場合の第30条第2項又は第45条第2項により算定されるものをいう。）の3分の2以上置かなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第40号 秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新			旧		
<p>(設備の基準)</p> <p>第29条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)－(6) (略)</p> <p>(7) 保育室、乳児室、ほふく室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。</p>			<p>(設備の基準)</p> <p>第29条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)－(6) (略)</p> <p>(7) 保育室、乳児室、ほふく室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。</p>		
階	区分	施設又は設備	階	区分	施設又は設備
(略)			(略)		
4階以上 の階	常用 避難 用	(1) 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合における階段の構造は、建築物の	4階以上 の階	常用 避難 用	(1) 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合における階段の構造は、建築物の

1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。）

(2)・(3) (略)

ウーク (略)
(設備の基準)

第44条 事業所内保育事業（利用定員が20名以上のものに限る。以下この条、第46条及び第47条において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)－(7) (略)

(8) 保育室等を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件の

1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができる）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。）

(2)・(3) (略)

ウーク (略)
(設備の基準)

第44条 事業所内保育事業（利用定員が20名以上のものに限る。以下この条、第46条及び第47条において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)－(7) (略)

(8) 保育室等を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件の

いずれにも該当するものであること。

ア (略)

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
(略)		
4階以上 の階	常用 避難 用	(略) (1) 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合における階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。）

いずれにも該当するものであること。

ア (略)

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
(略)		
4階以上 の階	常用 避難 用	(略) (1) 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合における階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができる認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、

		(2)・(3) (略)
--	--	-------------

ウーク (略)

附 則

1-6 (略)

(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)

7 当分の間、第30条第2項各号又は第45条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第30条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数は1名以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1名となるときは、その保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。

8 当分の間、第30条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

9 当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この項におい

		<u>同項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。）</u> (2)・(3) (略)
--	--	---

ウーク (略)

附 則

1-6 (略)

て「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数とその小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第30条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲内で、保育士とみなすことができる。

10 前2項の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第30条第3項若しくは第45条第3項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2項の規定の適用がないとした場合の第30条第2項又は第45条第2項により算定されるものをいう。）の3分の2以上置かなければならない。

11 （略）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

7 （略）

秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部
を改正することについて

1 改正の概要

(1) 保育士配置に係る特例に関する改正

保育における労働力需要に対応するため、保育の質を落とさずに、保育士が行う業務について要件を一定程度柔軟化することにより、保育の担い手の裾野を広げるなどの取組を行うものです。

ア 朝夕等の保育士配置の弾力化

小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所（以下「小規模保育事業所A型等」といいます。）における、保育に従事する保育士の最少人数が2名以上とされていますが、朝夕等の児童が少数となる時間帯の2名の保育士の配置に限り、保育士1名に加えて、市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者（都道府県又は市町村が実施する子育て支援員研修を修了した者とします。以下同じ。）を置くことができるものとします。

【対応前】

	7:00~8:30	8:30~17:30	17:30~20:00
保育士 A	8時間(1時間休憩)		16:00
保育士 B			
保育士 C		11:00	8時間(1時間休憩)
保育士 D			



【対応後】

	7:00~8:30	8:30~17:30	17:30~20:00
保育士 A		16:00	
保育士 B		8時間(1時間休憩)	
保育士 C			
保育士 D		11:00	
無資格 E			
無資格 F			

イ 幼稚園教諭、小学校教諭等の活用

小規模保育事業所A型等における保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者を、保育士とみなすことができるものとします。

ウ 8時間労働に伴う加配人員における保育士以外の人員配置の弾力化

小規模保育事業所A型等を1日につき8時間を超えて開所していること等により、認可の際に必要となる保育士に加えて保育士を確保しなければならない場合にあっては、保育士の数の算定について、追加的に確保しなければならない保育士の数の範囲内で、市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、保育士とみなすことができるものとします。

【例】保育標準時間（11時間）の0歳児が6名の小規模保育事業所A型の場合、認可上の配置人員は保育士が3名となり、運営上は6名となりますが、そのうち2名は、保育士以外とすることができるものとします。

【対応後】	← 保育標準時間（11時間） →		
	7:30~8:30	8:30~17:30	17:30~18:30
保育士 A	8時間(1時間休憩)		16:30
保育士 B			
無資格 C			
保育士 D		9:30	8時間(1時間休憩)
保育士 E			
無資格 F			

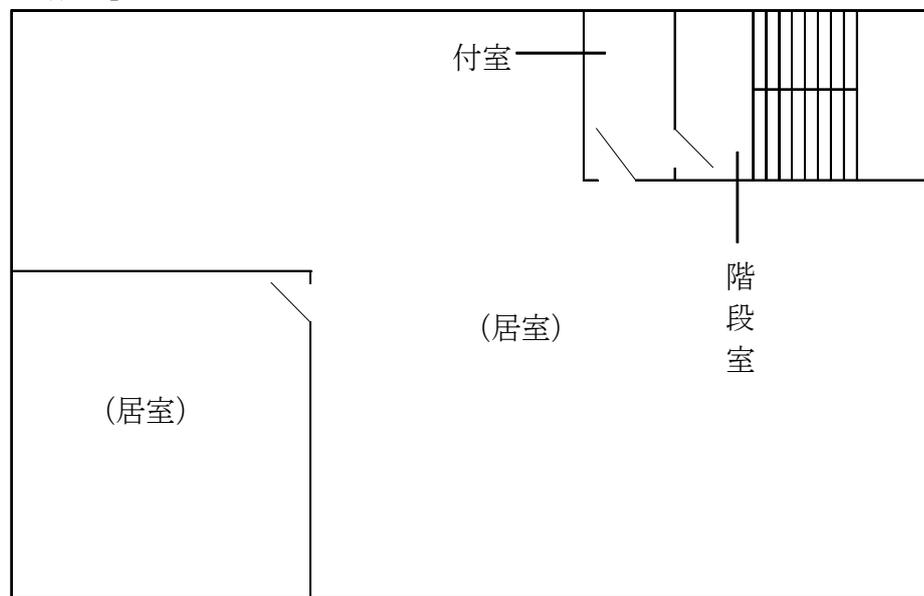
エ イ及びウの特例を適用する場合における保育士の必要数

イ及びウの特例を適用する場合であっても、保育士資格を有する者を、各時間帯において必要となる保育士の数の3分の2以上置くものとします。

(2) 避難用設備に関する改正

従来、避難経路となる階段室への火炎や煙の侵入を防止するため、特別避難階段の付室には、国土交通大臣が定める構造の排煙設備を設ける必要がありましたが、その付室に設ける排煙設備に係る規制を見直し、事業者の創意工夫による新構法や多様な設計方法の導入を可能とするため、特別避難階段の階段室及び付室の構造は、煙が付室を通じて階段室に流入することを有効に防止できるものとして国土交通大臣が定めた構造方法又は国土交通大臣の認定を受けたものとしします。

【特別避難階段】



2 施行期日

公布の日とします。